

和歌山県東牟婁郡古座川町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
(令和 5 年 3 月改訂)



目次

I	公共施設等総合管理計画とは.....	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
II	古座川町の概要.....	3
1.	概況	3
2.	人口の状況	4
3.	財政の状況	5
III	古座川町の公共施設等の現状及び将来の見通し.....	6
1.	公共施設等の現状と課題	6
2.	公共施設等の将来の更新費用の試算結果.....	10
IV	公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針	18
1.	推進体制	18
2.	現状や課題に関する基本認識	18
3.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
4.	過去に行った取り組み（対策）の実績.....	20
5.	フォローアップの実施方針.....	22
V	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	23
1.	公共施設	23
2.	インフラ施設.....	23
	-参考資料-	24

※ 本文中の表やグラフ内の数値については、端数の関係で縦横計が一致しない場合があります。

I 公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体の財政負担を軽減・平準化し、現有する公共施設等^{*}の適切な配置を実現するために、長期的な視点で、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画したものです。

1. 計画の目的

我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっています。

地方公共団体では、過去に建設した公共施設等の大規模修繕や建替えを行う大量更新の時期を迎えます。一方、長期的な人口減少による税収の減少、少子高齢化社会の進行による扶助費等の増大が見込まれ、より厳しい財政状況が続くものと想定されます。

国においては、2013（平成25）年11月に、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

また、2014（平成26）年4月には、各地方公共団体に対し、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう、要請がなされています。

古座川町においても、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示すものとして、本計画を策定しました。

その後、国において2018（平成30）年2月に「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂について」が公表され、個別施設計画を踏まえた公共施設等総合管理計画の不断の見直しを要請しています。また、2021（令和3）年1月に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を、2022（令和4）年4月「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」を通知し、公共施設等総合管理計画の見直しの考え方等が改めて周知されました。

^{*}公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む。

2. 計画の位置づけ

この計画は、本町の最上位計画である「古座川町長期総合計画」を下支えする計画であり、「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする他の計画等との整合性を図るとともに、各政策分野における公共施設等への取り組みについて、横断的に、総合的・計画的な管理や利活用に関する基本的な方向性を示すものです。

3. 計画の期間

この計画は、公共施設等の基本的な方向性を長期的な視点で検討するため、2017（平成29）年度から2046（令和28）年度までの30年間を計画期間とします。

Ⅱ 古座川町の概要

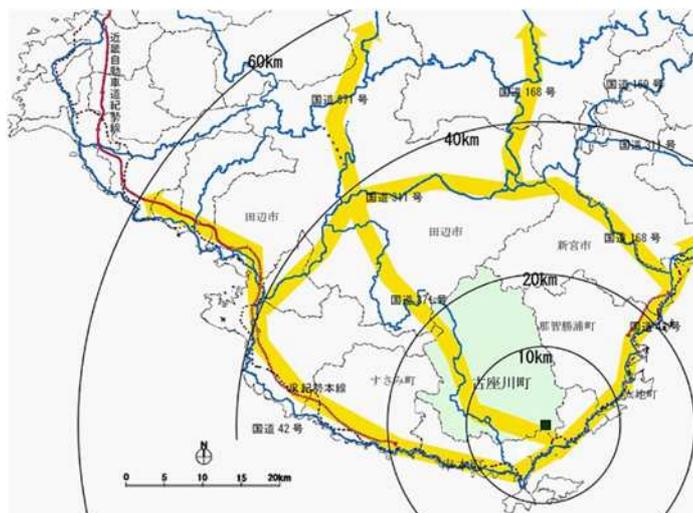
本町は、和歌山県の南東部に位置し、古座川流域の大部分を占める広大な面積を有した町です。古座川は清流として知られ、美しく豊かな自然環境を有しています。本町は、今後、少子高齢化の影響で、人口が大幅に減少することが見込まれています。

1. 概況

本町は和歌山県南東部に位置し、東西19.5km、南北21.7kmで、面積は294.23 km²を有しています。町の最北にそびえる紀伊半島南部の最高峰、標高1,121mの大塔山に源を発する古座川が町の中央を流れ、役場が所在する高池地区は古座川河口域に位置し、大半の集落は川添いの狭小な耕地に散在し、町を形成しています。

町面積の約96%が森林で、気候は一般に温暖多雨で樹木の育成に適しており、良質な古座川材の産地として古くから知られています。また、古座川流域は、豊かな観光資源にも恵まれており、清流古座川を中心に近年レクリエーション地として注目されています。

町制施行により、1956（昭和31）年に旧高池町、明神村、小川村、三尾川村、七川村の1町4村が合併して『古座川町』が誕生し、現在に至っています。



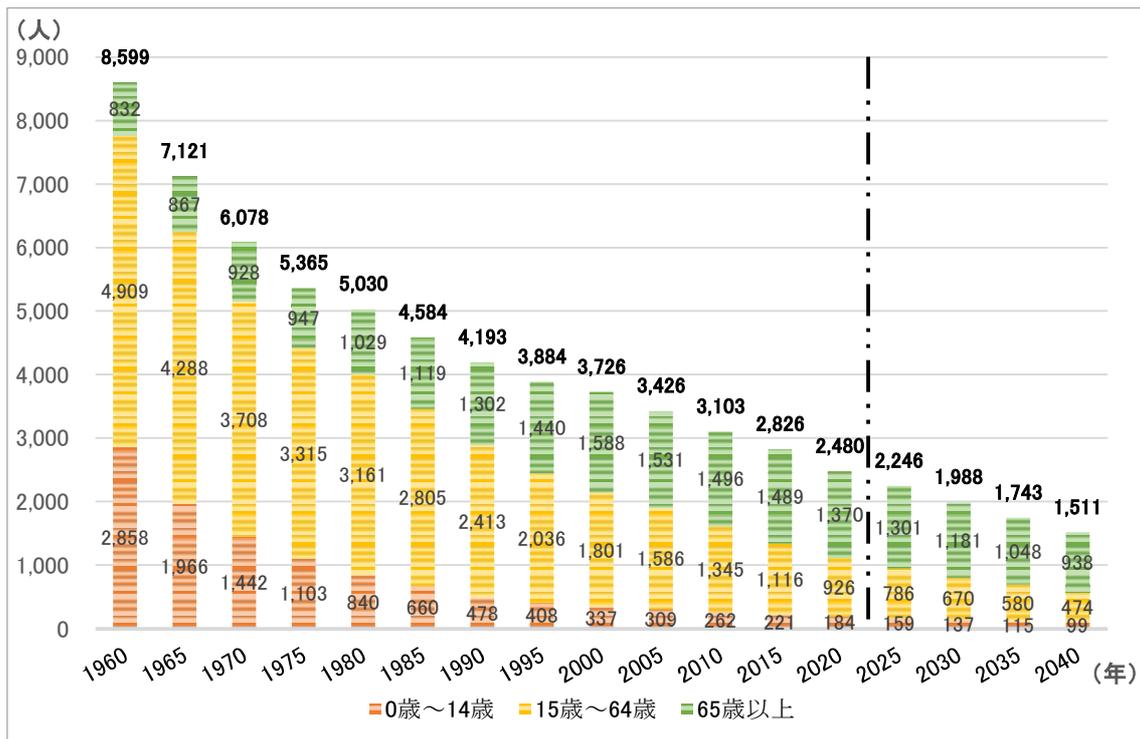
2. 人口の状況

本町の人口は、減少傾向が続いています。1970（昭和45）年国勢調査による人口は6,078人でしたが、2010（平成22）年には人口3,103人と約半数になっています。

また、年齢別人口構成を比較すると、65歳以上の高齢者層が占める割合が、1970（昭和45）年は15.3%でしたが、1990（平成2）年31.1%、2010（平成22）年48.2%と年々増えており、逆に14歳以下の若年者層が占める割合は、1970（昭和45）年では23.7%であったのが、1990（平成2）年11.4%、2010（平成22）年8.4%と減少し、少子高齢化の影響が顕著となっています。

今後の見通しについては、少子高齢化が進行し、2025（令和7）年には人口2,246人のうち65歳以上の高齢者率が57.9%となり、町民の2人に1人が65歳以上の高齢者である典型的な過疎高齢社会になるものと予想されています。総人口は、2040（令和22）年には1,511人になることが見込まれています。

<年齢3区分の人口の推移>



（2025（令和7）年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2018（平成30）年3月）から出典）

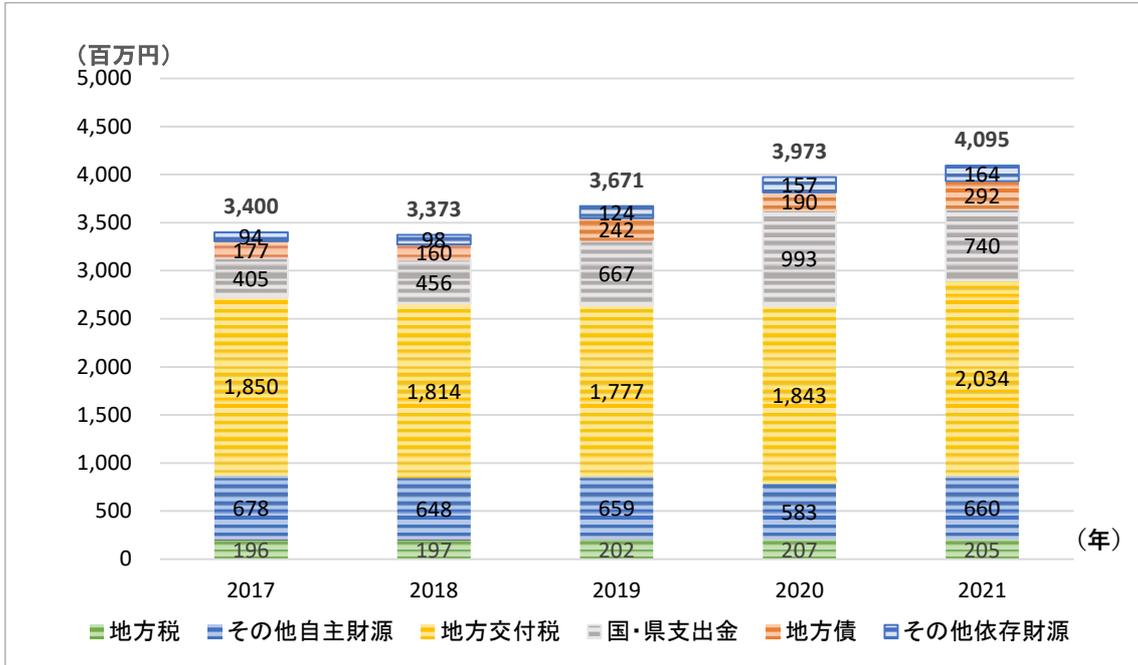
3. 財政の状況

本町の歳入・歳出は、最近10年間は約30～40億円程度の規模で推移しています。2021（令和3）年度決算は、歳入約41億円、歳出約35億円となっています。歳入は、その多くが依存財源（国や都道府県から交付される財源）であり、地方交付税は全体の49.7%を占めています。主な自主財源（地方公共団体が自らの権限に基づいて自主的に収入できる財源）である地方税は、おおむね2億円程度で推移しています。歳出は、人件費、扶助費（社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための経費）、公債費（地方債の元利償還金）はおおむね横ばいで推移しています。

＜普通会計における決算の推移（歳入）＞

（単位：百万円）

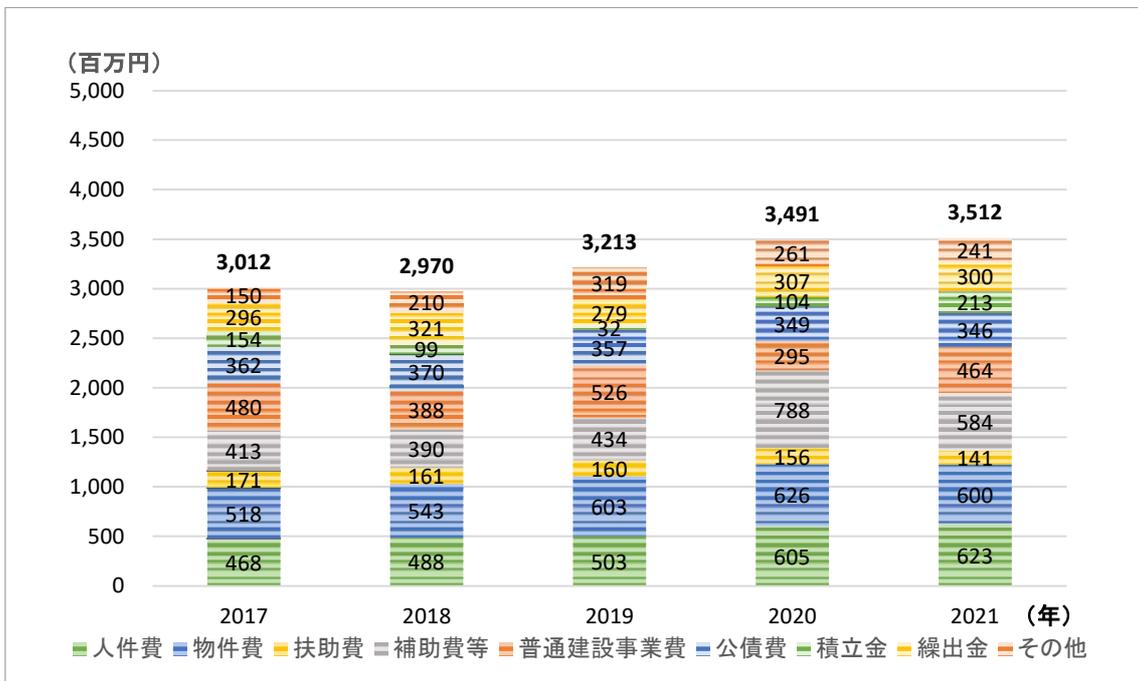
	2017	2018	2019	2020	2021
地方税	196	197	202	207	205
その他自主財源	678	648	659	583	660
地方交付税	1,850	1,814	1,777	1,843	2,034
国・県支出金	405	456	667	993	740
地方債	177	160	242	190	292
その他依存財源	94	98	124	157	164
合計	3,400	3,373	3,671	3,973	4,095



＜普通会計における決算の推移（歳出）＞

（単位：百万円）

	2017	2018	2019	2020	2021
人件費	468	488	503	605	623
物件費	518	543	603	626	600
扶助費	171	161	160	156	141
補助費等	413	390	434	788	584
普通建設事業費	480	388	526	295	464
公債費	362	370	357	349	346
積立金	154	99	32	104	213
繰出金	296	321	279	307	300
その他	150	210	319	261	241
合計	3,012	2,970	3,213	3,491	3,512



Ⅲ 古座川町の公共施設等の現状及び将来の見通し

本町の公共施設は、1980（昭和55）年前後に建設したものが多く、建築後30年経過した施設が約69.7%となっており、1981（昭和56）年以前（旧耐震基準）に建設された施設は44.7%となっています。

1. 公共施設等の現状と課題

この計画の対象となる公共施設等は、本町が所有する、町役場の庁舎や学校の校舎等の建築物（公共施設）、道路・橋りょう・簡易水道管（インフラ施設）です。

<対象施設等一覧>

○公共施設

種別	主な内容	平成27年度		令和3年度	
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
公共施設	公営住宅	29	4,776	29	4,776
	行政系施設	17	2,777	18	3,325
	学校教育系施設	9	9,399	9	9,399
	スポーツ・レクリエーション系施設	7	3,955	7	3,955
	医療施設	5	1,040	5	1,040
	町民文化系施設	5	1,814	6	1,894
	子育て支援施設	4	972	5	1,125
	産業系施設	2	548	2	548
	保健・福祉施設	2	1,846	2	1,846
	供給処理施設	1	172	1	172
	その他	51	7,364	54	7,443
	合計		132	34,663	138

(2022(令和4)年3月末現在)

○インフラ施設

種別	平成27年度	令和3年度
	実延長、面積	実延長、面積
道路	延長: 123,899m、面積: 537,769㎡	延長: 127,609m、面積: 577,885㎡

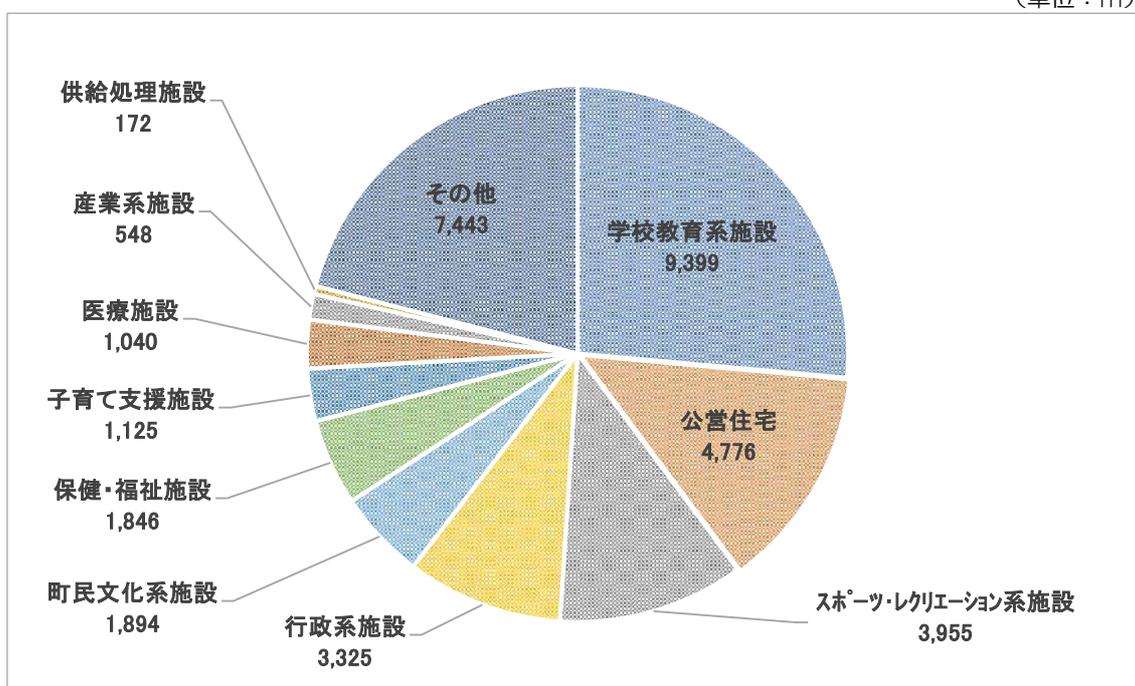
橋りょう	延長:3,626m、面積:11,629㎡	延長:3427m、面積:11,845㎡
簡易水道(管路)	導水管994m、送水管1,461m、 配水管16,765m	導水管1,745m、送水管1,532m、 配水管25,029m
簡易水道(施設)	8施設、延床総面積236㎡	9施設、延床総面積276㎡

(2022(令和4)年3月末現在)

公共施設は、138施設、総延床面積は35,523㎡であり、町民2,478人(2022(令和4)年4月1日現在、住民登録人数)の一人あたりでは14㎡となります。施設類型別では、学校教育系施設が最も多く、続いてその他(教職員住宅、公衆便所等)となっています。

<施設類型別の面積>

(単位:㎡)

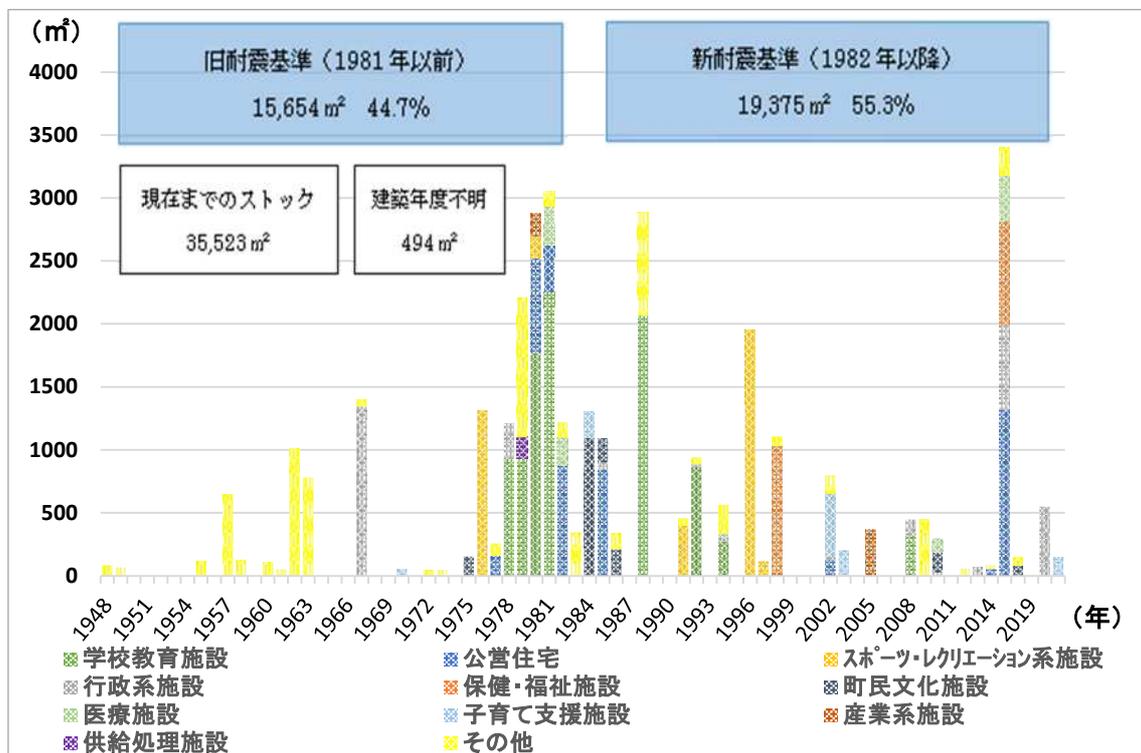


(2022(令和4)年3月末現在)

また、建築年度別にみると、1980（昭和55）年前後に建設された施設の延床面積が比較的大きく、主に1976（昭和51）年に町民体育館（スポーツ・レクリエーション系施設）、1980（昭和55）年に高池小学校（学校教育系施設）、1981（昭和56）年に古座中学校（学校教育系施設）、1984（昭和59）年に中央公民館（町民文化系施設）が建設されています。なお、旧耐震基準である1981（昭和56）年代以前に建設した施設の割合は44.7%となっています。

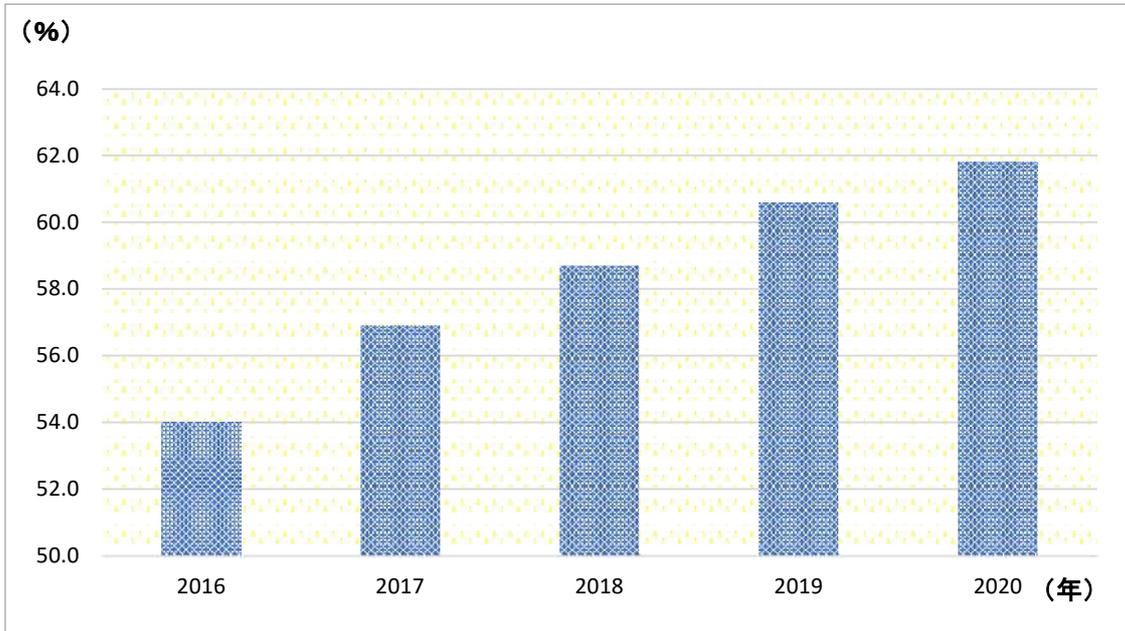
< 建築年度別の面積 >

(単位：㎡)



(2022 (令和4) 年3月末現在)

＜有形固定資産減価償却率の推移＞



有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合であり、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することが可能です。

この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多くなるため、その維持・更新等に費用を要することになります。ただし、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されるため、長寿命化の取り組みの成果を精緻に反映するものではないことに留意が必要です。

2. 公共施設等の将来の更新費用の試算結果

本町の公共施設等について、このまま全て保有し続けた場合に必要な更新費用を試算したところ、今後40年間で約293.24億円、年平均約7.33億円となり、最近の負担額と比較して約1.96倍になります。

(1) 将来更新費用の算定方法

①基本的な考え方

将来更新費用の試算について、総務省の公共施設等更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」という）に基づき算定しました。この試算ソフトは、将来の公共施設等の更新費用を推計するにあたり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因がある中で、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計でき、将来の財政運営の参考にできることを重視しています。

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量（面積、延長）で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて、調査年度から40年度分の更新費用を試算します。ただし、各公共施設について、大規模修繕の予定がないものは建替え費用のみ計算し、廃止予定施設については更新費用の算定対象外としています。

②各施設の前提・数量

種別	前提	数量
公共施設	30年後に大規模改修(修繕期間2年)	延床面積(m ²)
	60年後に建替え(建替え期間3年)	
道路	15年ごとに打換え	舗装面積(m ²)
橋りょう	60年後に更新	橋りょう面積(m ²)
簡易水道(管路)	40年後に更新	管路延長(m) (管種別・管径別)

なお、大規模改修、建替え、更新実施年数を既に経過している場合、公共施設は10年、橋りょう、簡易水道は5年で積み残しを処理すると仮定しています。

③更新単価

各施設の更新単価は以下のとおりです。

(ア) 公共施設

種別	更新単価(単位:千円/㎡)	
	大規模改修	建替え
町民文化系施設	250	400
スポーツ・レクリエーション系施設	200	360
産業系施設	250	400
学校教育系施設	170	330
子育て支援施設	170	330
保健・福祉施設	200	360
医療施設	250	400
行政系施設	250	400
公営住宅	170	280
供給処理施設	200	360
その他	200	360

(イ) 道路

種別	更新単価(単位:円/㎡)
一般道路(1級市町村道、2級市町村道、その他の市町村道)	4,700

(ウ) 橋りょう

種別	更新単価(単位:千円/㎡)
年度別・構造別で把握できる場合のPC橋、RC橋、石橋、木橋、その他	425
年度別・構造別で把握できる場合の鋼橋	500

(エ) 簡易水道(管路)

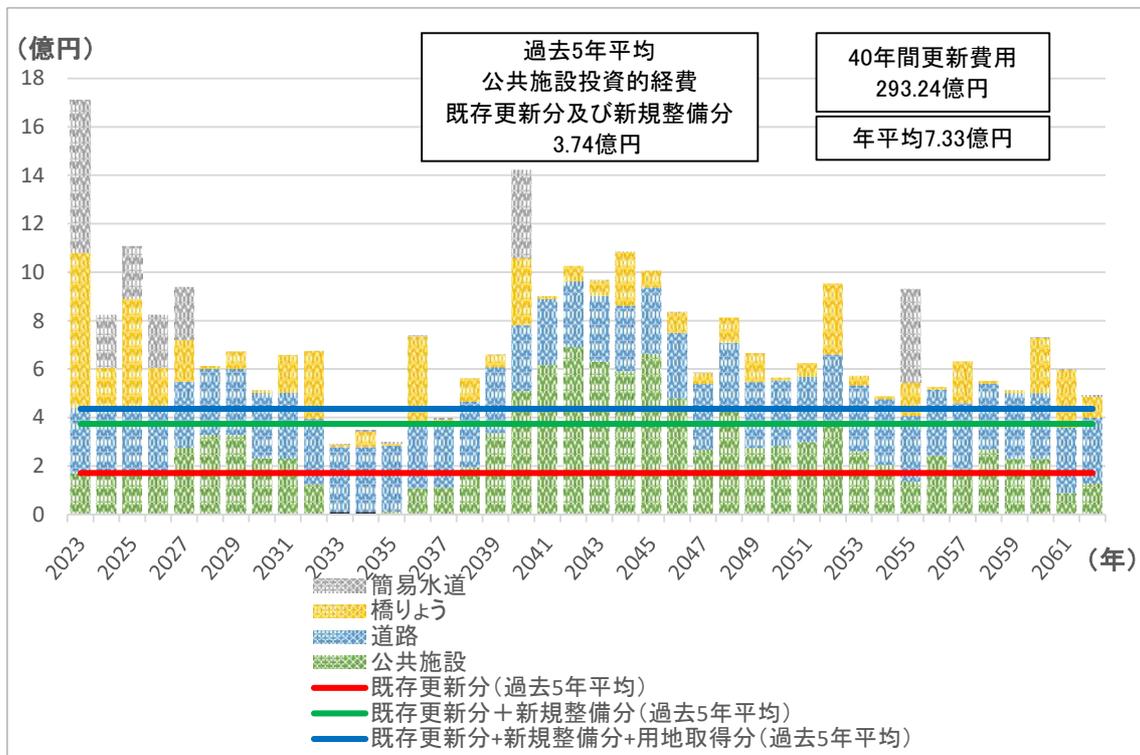
種別	更新単価(単位:千円/m)
導水管・300mm未満	100
送水管・300mm未満	100
配水管・100mm以下	97

(2) 将来更新費用の試算結果

①公共施設等全体の将来更新費用

総務省提供ソフトを使用し、今後40年間、このまま公共施設等（公共施設、道路、橋りょう、簡易水道）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約293.24億円、年平均約7.33億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約1.96倍になります。なお、簡易水道に係る施設についての更新費用は、インフラ施設である簡易水道の区分に集計されています。

<公共施設等全体の将来更新費用の試算結果>



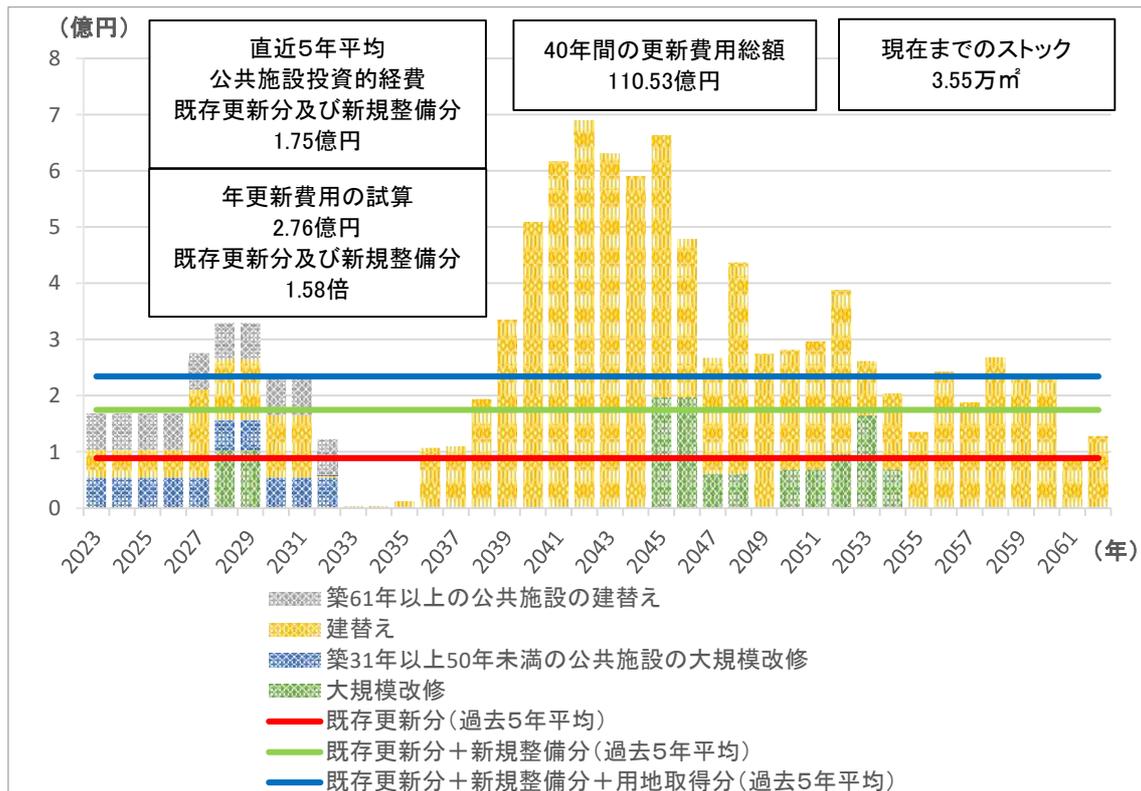
<更新費用の推計表>

施設区分	投資的経費 (既存更新+新規整備の 直近5年実績) 年平均-A (単位:億円)	今後の推計		倍率B/A (単位:倍)
		40年累計 (単位:億円)	年平均-B (単位:億円)	
公共施設	1.75	110.53	2.76	1.58
道路	0.76	108.80	2.72	3.57
橋りょう	0.38	50.95	1.27	3.34
簡易水道	0.85	22.96	0.57	0.67
合計	3.74	293.24	7.33	1.96

②公共施設の将来更新費用

公共施設の更新費用は今後40年間で約110.53億円、年平均約2.76億円となり、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約1.58倍になります。

<公共施設の将来更新費用の試算結果>

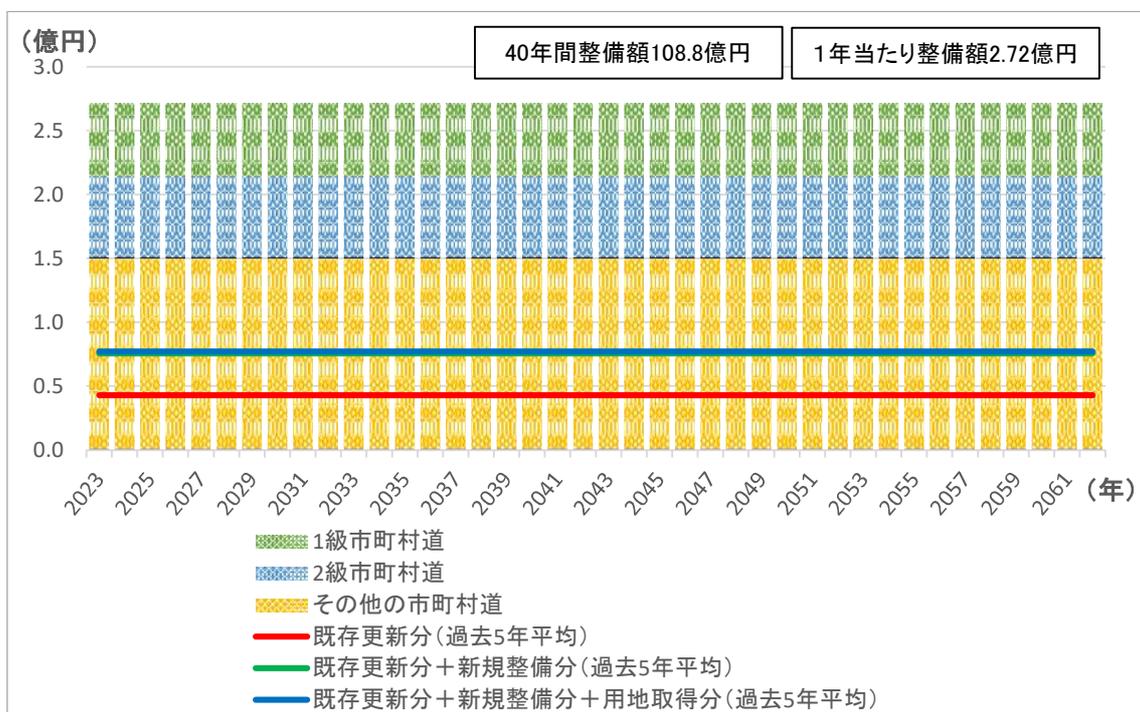


③道路の将来更新費用の推計

道路の更新費用は今後40年間で約108.8億円、年平均約2.72億円となり、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約3.57倍になります。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、道路の面積を耐用年数（舗装15年）で均等に割った数量を年間の更新量と仮定して計算しています。

<道路の将来更新費用の試算結果>

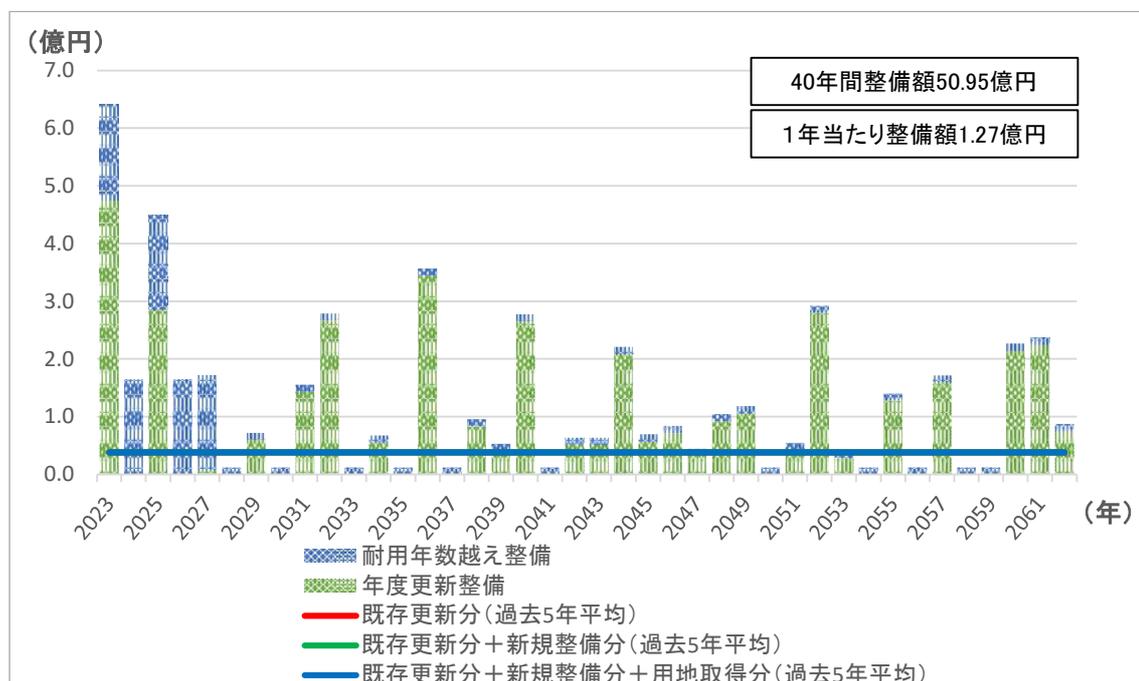


④橋りょうの将来更新費用

橋りょうの更新費用は今後40年間で約50.95億円、年平均約1.27億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約3.34倍になります。塗装の塗り替え等修繕対応は、毎年実施しており、今後も橋の点検や修繕に力を入れていきます。

なお、整備年度不明分に係る更新費用は、65年にわたって均等に費用が発生するものと仮定しています。

＜橋りょうの将来更新費用の試算結果＞

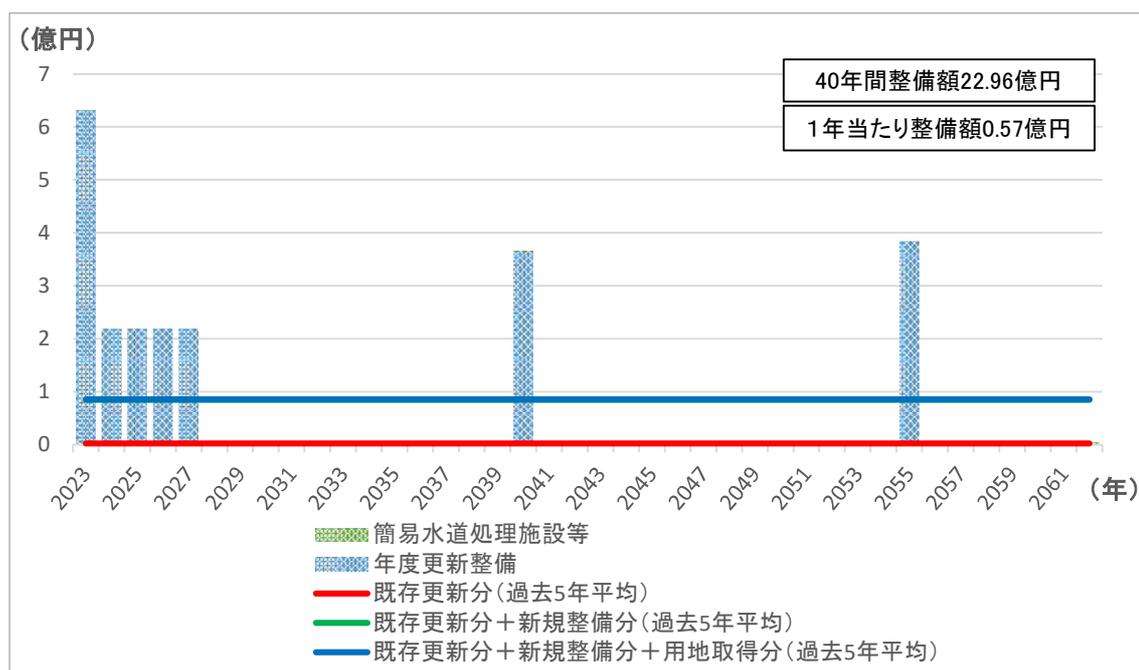


⑤簡易水道の将来更新費用

簡易水道の更新費用は今後40年間で約22.96億円、年平均約0.57億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約0.67倍になります。

なお、管路は整備年度が不明のため、40年にわたって均等に費用が発生するものと仮定しています。

＜簡易水道の将来更新費用の試算結果＞

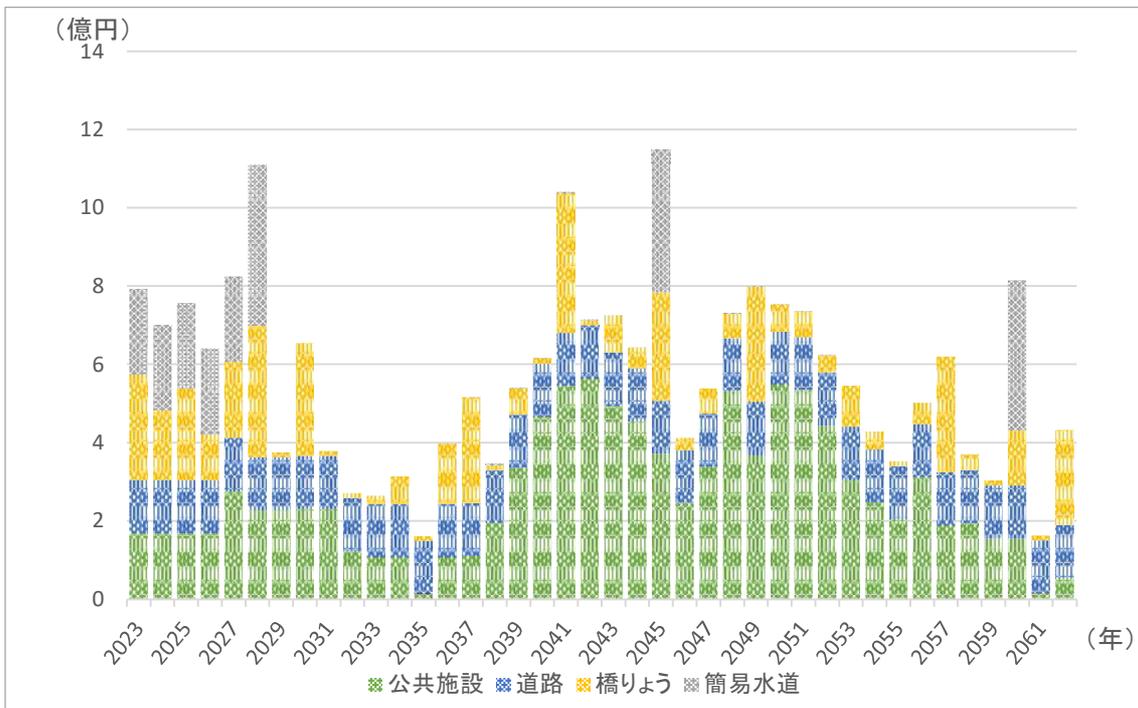


(3) 長寿命化対策による将来更新費用の試算結果

令和4年4月1日現在の公共施設等に対して、それぞれ個別施設計画の記載内容等を基に、長寿命化対策を実施した場合の必要コストを試算したところ、40年間で約230.62億円、年平均約5.77億円となりました。将来的更新費用は、従来の293.24億円から230.62億円まで減少し、62.62億円の縮減効果が期待されます。

施設区分	長寿命化における更新費用の試算方法	
	前提	数量・更新単価等
公共施設	これからも施設を維持し、大規模修繕の見込みがあるものについて、35年後に大規模改修（修繕期間2年）、65年後に建替え（建替え期間3年）を行うものと仮定して試算します。	その他条件は、(1) 将来更新費用の算定方法と同じものとして試算します。
道路	全ての施設について、20年ごとに打換えるものとして試算します。	
橋りょう	長寿命化修繕計画記載のものについて、65年後に更新するものとして試算します。	
簡易水道	全ての施設について、45年後に更新するものとして試算します。	

＜公共施設等全体の長寿命化対策による将来更新費用の試算結果＞



IV 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

本町の公共施設等の現状と課題を踏まえ、長期的な視点で目指すべき基本的な管理方針を定め、全庁的な体制で取り組んでいきます。

1. 推進体制

各施設の所管部署を横断的に管理し、効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。また、施設に関する様々な情報の一元化を図ります。

2. 現状や課題に関する基本認識

本町では、今後、少子高齢化が進行し、人口の大幅な減少が見込まれています。今後の大きな景気回復が見込めないこと、過疎高齢化により15～64歳の生産年齢人口が減少することから、税収等の増加は期待できない状況です。また高齢者人口の増加に伴い、扶助費の増加も考えられます。

一方、今後、多くの公共施設等が更新時期を迎え、改修等に係る費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する維持更新費用を試算すると、総額約293.24億円、年平均約7.33億円となっています。これは、公共施設等を選別し更新を定期に実施すると仮定した試算ソフトによる数値で、現実的にはもう少し抑えられた形になると考えられますが、将来的には多額の維持管理コストが必要であることが想定されます。

厳しい財政状況の中、本町が目指す「未来につなぐまちづくり」に向け、総合計画との整合性を確保しながら、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進することが求められます。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

今後も利用の見込まれる施設については、法定点検の他、必要に応じた任意の調査を行い維持管理に努めます。

また、現状で耐震化が未実施の施設や、老朽化の著しい施設については利用率等から総合的に判断して、改修や廃止、転用について検討します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については対処療法的な修繕だけでなく、修繕に要する費用や施設の効用・特性等から総合的に判断して予防的な整備を行うよう努めます。

また、災害や事故等の予期せぬ事象により発生した損傷等の修繕については、その必要性や利用率等を確認し、施設の廃止や別の施設の活用等も視野に入れて検討します。

(3) 安全確保の実施方針

危険性が認められた施設については利用頻度、効用、今後の活用見込等を確認し、改修、長寿命化、統廃合について検討します。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設のうち、災害時の拠点となる避難所等の重要度の高い施設については、優先的に耐震化を進めるよう努めます。

また、それ以外の施設についても、利用者数、頻度、費用対効果、財政状況等から総合的に判断します。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の維持管理、修繕については、老朽化や不具合が発生してから対応するのではなく、計画的に長寿命化対策等を実施することにより、発生コストの平準化を図り財政の健全化に努めます。

そのため、現在使用している施設のうち、個別に長寿命化計画等を策定している施設については、計画に従い維持管理、修繕等を進めます。個別の基本的計画の策定に至っていない施設については、必要に応じて本計画を基にそれぞれの計画を策定します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設の整備・改修の際は、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようにユニバーサルデザイン化を推進します。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する地方公共団体実行計画等の内容を踏まえ、公共施設へのLED照明の導入など脱炭素化を推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

将来的に、地方交付税の減少等による財政規模の縮小が見込まれ、また、人口の減少により各施設の利用率等が低下することが予想されます。その中で、現状の施設を維持するだけでなく、統合や整理、別の目的への転用、使用を停止している施設の活用を検討し、適切な施設数となるように推進します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

長期総合計画や過疎計画等との整合性を取り、計画そのものの実現性を高めるとともに、財政部局だけでなく、全職員で共通認識を持てるように、情報の共有に努めます。

4. 過去に行った取り組み（対策）の実績

2017（平成29）年度以降、大規模改修・更新等を行って長寿命化対策を実施した主な施設と整備内容は次のとおりです。

施設区分	施設名称	対策内容
2017（平成29）年度		
公共施設	古座川町役場本館	改修工事
公共施設	高齢者生活福祉センター	改修工事

公共施設	中央公民館	改修工事
道路	洞尾蔵土線	法面補修工事
橋りょう	金山橋	塗装塗替工事
2018（平成30）年度		
公共施設	旧松の前集会所	廃止
公共施設	氷山団地	改修工事
公共施設	町民体育館	改修工事
橋りょう	三尾川中村橋	塗装塗替工事
橋りょう	妙見橋	塗装塗替工事
2019（平成31）年度		
道路	下露小川線	舗装修繕工事
道路	下露平井三河線	舗装修繕工事
橋りょう	峯口橋	塗装塗替工事
橋りょう	小柳橋	断面修復工事
橋りょう	上地橋	断面修復工事
橋りょう	峰谷口橋	断面修復工事
2020（令和2）年度		
公共施設	学童保育所	耐震改修工事
道路	下露小川線	舗装修繕工事
道路	下露平井三河線	路肩修繕工事
道路	平井西川線	舗装修繕工事
道路	立合峯線	舗装修繕工事
橋りょう	峯口橋	塗装塗替工事
橋りょう	うのす橋	床板張替工事
橋りょう	田川橋	塗装塗替工事
橋りょう	一枚岩橋	塗装塗替工事
簡易水道	三尾川簡易水道	配管取替工事
2021（令和3）年度		
公共施設	いろり館（ぼたん荘）	改修工事
道路	下露小川線	路肩修繕工事
道路	下露平井三河線	路肩修繕工事
道路	平井西川線	舗装修繕工事
道路	立合峯線	路肩修繕工事
橋りょう	大柳橋	塗装塗替工事
橋りょう	一枚岩橋	塗装塗替工事
2022（令和4）年度		

公共施設	高池複合センター	改修工事
公共施設	高池保育所	外壁塗装工事
道路	下露小川線	法面補修工事
道路	下露平井三河線	舗装修繕工事
道路	平井西川線	舗装修繕工事
道路	佐田長迫1号線	舗装修繕工事
橋りょう	滝の拝橋	舗装修繕工事
橋りょう	大柳橋	塗装塗替工事
簡易水道	月野瀬簡易水道	配管取替工事

5. フォローアップの実施方針

本計画については、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じ方針や目標の見直しを行います。

また、住民の皆様への積極的な情報開示により、公共施設等の現状や課題を共有し、将来のあり方について意見交換を行いながら、計画を推進していきます。

V 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設

公共施設については、個別に施設のあり方を検討するのではなく、施設全体の更新に関する方針を想定し、施設全体を考慮した上で、個々の施設を更新していくことが必要です。

全体方針としては、従来のような劣化時による都度対応ではなく、早期の段階で予防的な修繕等を実施するといった施設の長寿命化を図ります。施設の長寿命化により、大規模な修繕を回避し、多額の更新費用を抑制します。

各個別の施設については、別途策定されている基本計画に沿った対応を行っていきます。

2. インフラ施設

道路、橋りょう、簡易水道といった施設種別ごとに、各施設の特性に合った管理水準を策定します。管理水準は、財政状況等を総合的に判断した上で、定期的に見直します。

定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価します。点検及び評価に基づき、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を定め、中長期の更新・修繕計画を策定します。また点検で収集したデータについては蓄積し管理します。

道路は、単なる交通施設としての役割だけではなく、災害発生時の物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たすものであり、町道網を計画的・効率的に整備します。道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全に配慮した環境と人に優しい道づくりを進めます。また、橋りょうは、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化を計画的に実施していきます。

簡易水道は、本町は面積が広域で集落が散在することから、給水人口率は60%程度となっています。各地域の特性に応じた整備を計画的に進めるとともに、管路の定期的な点検により適時に状況把握し、優先度を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を行い、長寿命化を図ります。

-参考資料-

【公共施設の建築年度別の面積】

(単位：㎡)

施設類型	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代	不明	計
学校教育系施設	-	-	-	1,858	6,081	1,136	324	-	-	-	9,399
公営住宅	-	-	-	159	2,857	-	132	1,373	-	255	4,776
スポーツ・レクリエーション系施設	-	-	-	1,316	172	2,467	-	-	-	-	3,955
行政系施設	-	-	1,345	283	56	55	143	775	548	120	3,325
保健・福祉施設	-	-	-	-	-	1,029	-	817	-	-	1,846
町民文化系施設	-	-	-	155	1,498	-	-	241	-	-	1,894
医療施設	-	-	-	-	531	32	-	477	-	-	1,040
子育て支援施設	-	-	-	56	213	-	704	-	151	-	1,124
産業系施設	-	-	-	-	180	-	368	-	-	-	548
供給処理施設	-	-	-	172	-	-	-	-	-	-	172
その他	152	899	2,017	1,309	1,541	422	597	387	-	120	7,444
計	152	899	3,362	5,308	13,129	5,	2,268	4,070	735	494	35,523
割合	0.4%	2.5%	9.5%	14.9%	36.9%	14.5%	6.4%	11.5%	2%	1.4%	100.0%

【投資の経費】

(単位：千円)

年度	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
公共施設	272,834	137,099	291,301	106,477	127,038
既存更新分	168,904	90,352	14,075	55,696	115,921
新規整備分	54,810	46,747	267,226	50,781	11,117
用地取得分	49,120	-	10,000	-	0
道路	33,087	101,087	64,387	54,313	132,541
既存更新分	21,121	44,707	36,085	14,813	97,877
新規整備分	10,475	56,380	26,370	39,500	31,276
用地取得分	1,491	-	1,932	-	3,388
橋りょう	52,299	-	56,513	57,940	24,559
既存更新分	52,299	-	56,513	57,940	24,559
新規整備分	-	-	-	-	-
用地取得分	-	-	-	-	-
簡易水道	252,948	152,270	-	-	11,649
既存更新分	-	-	-	-	7,799
新規整備分	252,948	152,270	-	-	3,850
用地取得分	-	-	-	-	-
合計	611,168	390,456	412,201	218,730	307,436

【年度別単純更新費用】

(単位：億円)

年度	公共施設	道路	橋りょう	簡易水道	年度別計
2023 (令和 5)	1.68	2.72	6.40	6.31	17.11
2024 (令和 6)	1.68	2.72	1.65	2.19	8.24
2025 (令和 7)	1.68	2.72	4.49	2.19	11.08
2026 (令和 8)	1.68	2.72	1.65	2.19	8.24
2027 (令和 9)	2.76	2.72	1.72	2.19	9.39
2028 (令和 10)	3.29	2.72	0.12	-	6.13
2029 (令和 11)	3.29	2.72	0.72	-	6.73
2030 (令和 12)	2.3	2.72	0.12	-	5.14
2031 (令和 13)	2.3	2.72	1.56	-	6.58
2032 (令和 14)	1.23	2.72	2.79	0.01	6.75

【年度別単純更新費用】

(単位：億円)

年度	公共施設	道路	橋りょう	簡易水道	年度別計
2033 (令和 15)	0.04	2.72	0.12	0.02	2.90
2034 (令和 16)	0.04	2.72	0.67	0.02	3.45
2035 (令和 17)	0.12	2.72	0.12	0.02	2.98
2036 (令和 18)	1.07	2.72	3.56	0.04	7.39
2037 (令和 19)	1.10	2.72	0.12	0.02	3.96
2038 (令和 20)	1.94	2.72	0.96	0.01	5.63
2039 (令和 21)	3.35	2.72	0.53	0.01	6.61
2040 (令和 22)	5.09	2.72	2.77	3.65	14.23
2041 (令和 23)	6.17	2.72	0.12	-	9.01
2042 (令和 24)	6.90	2.72	0.64	-	10.26
2043 (令和 25)	6.31	2.72	0.63	0.02	9.68
2044 (令和 26)	5.91	2.72	2.20	0.02	10.85
2045 (令和 27)	6.64	2.72	0.69	0.02	10.07
2046 (令和 28)	4.78	2.72	0.84	0.02	8.36
2047 (令和 29)	2.67	2.72	0.45	0.02	5.86
2048 (令和 30)	4.37	2.72	1.04	-	8.13
2049 (令和 31)	2.75	2.72	1.18	-	6.65
2050 (令和 32)	2.81	2.72	0.12	-	5.65
2051 (令和 33)	2.97	2.72	0.55	-	6.24
2052 (令和 34)	3.88	2.72	2.92	-	9.52
2053 (令和 35)	2.61	2.72	0.40	-	5.73
2054 (令和 36)	2.04	2.72	0.12	-	4.88
2055 (令和 37)	1.35	2.72	1.40	3.84	9.31
2056 (令和 38)	2.43	2.72	0.12	-	5.27
2057 (令和 39)	1.88	2.72	1.72	-	6.32
2058 (令和 40)	2.68	2.72	0.12	-	5.52
2059 (令和 41)	2.29	2.72	0.12	-	5.13
2060 (令和 42)	2.29	2.72	2.27	0.05	7.33
2061 (令和 43)	0.88	2.72	2.36	0.05	6.01
2062 (令和 44)	1.28	2.72	0.87	0.05	4.92
合計	110.53	108.80	50.95	22.96	293.24

【年度別長寿命化対策による更新費用】

年度	公共施設	道路	橋りょう	簡易水道	年度別計
2023 (令和 5)	1.68	1.36	2.70	2.19	7.93
2024 (令和 6)	1.68	1.36	1.78	2.19	7.01
2025 (令和 7)	1.68	1.36	2.34	2.19	7.57
2026 (令和 8)	1.68	1.36	1.18	2.19	6.41
2027 (令和 9)	2.76	1.36	1.94	2.19	8.25
2028 (令和 10)	2.26	1.36	3.36	4.12	11.10
2029 (令和 11)	2.26	1.36	0.12	0.00	3.75
2030 (令和 12)	2.30	1.36	2.88	0.00	6.54
2031 (令和 13)	2.30	1.36	0.12	0.00	3.78
2032 (令和 14)	1.23	1.36	0.12	0.00	2.71
2033 (令和 15)	1.07	1.36	0.22	0.00	2.64
2034 (令和 16)	1.07	1.36	0.72	0.00	3.14
2035 (令和 17)	0.12	1.36	0.12	0.00	1.61
2036 (令和 18)	1.07	1.36	1.56	0.00	3.98
2037 (令和 19)	1.10	1.36	2.69	0.01	5.16
2038 (令和 20)	1.94	1.36	0.12	0.02	3.45
2039 (令和 21)	3.35	1.36	0.67	0.02	5.41
2040 (令和 22)	4.66	1.36	0.12	0.02	6.17
2041 (令和 23)	5.45	1.36	3.56	0.04	10.41
2042 (令和 24)	5.64	1.36	0.12	0.02	7.14
2043 (令和 25)	4.94	1.36	0.96	0.01	7.26
2044 (令和 26)	4.54	1.36	0.53	0.01	6.44
2045 (令和 27)	3.71	1.36	2.77	3.65	11.49
2046 (令和 28)	2.45	1.36	0.31	0.00	4.12
2047 (令和 29)	3.38	1.36	0.64	0.00	5.38
2048 (令和 30)	5.31	1.36	0.63	0.02	7.32
2049 (令和 31)	3.68	1.36	2.95	0.02	8.00
2050 (令和 32)	5.48	1.36	0.69	0.02	7.55
2051 (令和 33)	5.34	1.36	0.65	0.02	7.36
2052 (令和 34)	4.43	1.36	0.45	0.02	6.25
2053 (令和 35)	3.05	1.36	1.04	0.00	5.45
2054 (令和 36)	2.48	1.36	0.45	0.00	4.28
2055 (令和 37)	2.04	1.36	0.12	0.00	3.52

【年度別長寿命化対策による更新費用】

2056 (令和 38)	3.11	1.36	0.55	0.00	5.02
2057 (令和 39)	1.88	1.36	2.96	0.00	6.20
2058 (令和 40)	1.94	1.36	0.40	0.00	3.70
2059 (令和 41)	1.55	1.36	0.12	0.00	3.03
2060 (令和 42)	1.55	1.36	1.40	3.84	8.15
2061 (令和 43)	0.14	1.36	0.12	0.00	1.62
2062 (令和 44)	0.54	1.36	2.43	0.00	4.32
合計	106.85	54.32	46.64	22.81	230.62

和歌山県東牟婁郡古座川町
公共施設等総合管理計画

古座川町役場 総務課

平成 29 年 3 月発行

令和 5 年 3 月改訂

和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673 番の 2
電話(直通):0735-72-0180 FAX:0735-72-1858